発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島敏治

最低保障給を獲得

アップは一方當り五八円

炭労賃金闘争は第三波七十二時間、実力行使中の十三日午後五時経営者側より基準内賃金平均千三百円増額の回答が出され、交渉団は直に中央闘争委員会を開き、午後七時スト解除指令を発し、三番方より職場に復帰した。

十三日遂に妥結

五百円、七百円と小キザミな額を提示してくる、経営者の不誠意に予定通り、第三波に突入したが十二日深更より十三日にかけて、労使連絡会議の申合せにより、労使少数の代表交渉をもつことになり、経営者側は三井をはじめ大手の労務部長九名、組合側は原委員長など十一名が出席した。午前三時一千円の提示があつたが、組合側は、金額はもちろん、体系、最低保障、最低賃金制についての回答が出されていないとして不満をのべるとともに交渉は金額、体系などの専門部会にわかれて続行された。

午後五時に至り一千三百円の提示がなされ、組合側も諸種情勢を勘案の上ついに妥解点に達し、闘争委員会を開きストを解除した。

紛糾した協定書

十四日調印の予定であつた協定は本文以外の事で意外の紛糾を重ね十五日午後六時漸く調印の運びとなつた。解釈について明かになつたことは

(1)基準賃金は拘束する

(2)基準外賃金については中央交渉事項でないので何ら拘束されない。

(3)諸負保障給問題が最も紛糾した事項で会社側は「炭労が新しく要求していて交渉の中で割切つて貰つたのだから、企業連、支部で闘争は出来ない」炭労は「職場闘争である保障給問題は拘束できない」と対立、結局、従前の協定とはいわゆる中央協定を指すものであるから、諸負給の保障給については、各社各山において協議決定となるが、今次交渉のいきさつから各社各山において、紛議が起らぬよう誠意をもつて双方努力することになつた。

協定書

一、賃金構成　従前の協定通り

二、労働時間　〃

三、基準賃金

イ　本人給額に一方当り左の平均額を加給する

坑内夫　五八円（税込）

坑外成人男子　五八円（税込）

〃　女子及び十八才未満男子　四七円（税込）

右金額中、坑内夫、並びに坑外成人男子については、二〇円、女子及び十八才未満男子については一五円を不合理是正のため修正給に充当する。修正給の配分については、各社各山に於いて協議決定する

ロ　新制中学卒満一八才男子の初任給は各社各山に於いて協議決定する

ハ　家族手当の額、支給条件については従前の協定通りとする

但し、支給条件が特に適当でないものについては、各社各山に於いて協議決定する

ニ　会社、組合双方が組替えを必要と認めた各山に於いては組替えを行う

ホ　その他の事項については従前の協定通りとする

四、協定期間は昭和三十二年一月一日より同年十二月三十一日までとする

昭和三十二年三月一五日

九鉱連理事長　田中丑之助

日本炭鉱労働組合中央執行委員長　原　茂

了解事項

一、協定書　記　三　イの本人給額には、本人給と認められる諸手当を含む

二、協定書　記　三　イの加給額は修正給を除き一律加給とする

三、協定書　記　三　ニの組替えについては本人給実績財源をもつて行う

四、協定書　記　三　については昭和三十二年四月一日以降実施するものとし、一月から三月の間の精算は、従来の慣行に従い各社各山において協議決定する

五、今次スト中の取扱いについては左記の通りとする

1、諸休暇及び退職手当の平均賃金の算定、諸休暇の取扱い年次有給休暇の資格取得率の算定等の取扱いについては各社各山の従来の慣行による

2、会社の貸金並びに月賦金の三月分の引去りについては繰延べる

具体的な取扱いは実情に応じ各社各山で協議決定する

3、生産能率賞与、家族手当取扱いについて、他社に比べて均衡を失する場合は、各社各山に於いて話合いの上決める

昭和三十二年三月十五日

九鉱連理事長　田中丑之助

日本炭鉱労働組合中央執行委員長　原　茂

覚

一、協定書　記　三　ロの初任給は一方当り二六〇円―三〇〇円（税込）の範囲において、新賃金により本人給の実績分布を勘案して決定する。初任給としては三〇〇円を限度とするが、本人の実績分布を勘案して決定する額が、三〇〇円を上回る場合には、その額を支給する。

但し従前の初任給があり、それが第一項の額を上回る各社各山に於いては、従前の定めによる

二、成人男子にして今次加給後も本人給額が初任給額に満たざる者については、初任給額まで引上げ、その財源は今次加給分総額の枠外とする

三、協定書　記　三　ハの家族手当の支給条件の変更による財源総額は今次加給分総額の枠外支給とする

四、了解事項四の精算額は、平均賃金の算定に当り、その基礎に算入する

職員給與の協定書

一、職員給与については、昭和三十二年三月十五日付協定の鉱員賃金に準じ基準給与を増額する

二、具体的な方法については、会社、組合間で協議決定する

昭和三十二年三月十五日

天下は勉強忍耐なる人の所有である

西洋俚言

前進

賃闘妥結に当つて

総評を中心とした春季賃上げ闘争は、十一日の第三波を中心に一大ゼネスト的襲撃を見し、かつて二一スト以来みられなかつたほどの大がかりなものであつた。

炭労はこの大きな圧力の中に十三日午後七時、一方当り五八円のベース・アップと最低保障給二六〇円乃至三〇〇円で妥結し、直ちにストライキ中止指令を発した。

今回の闘争の性格については既にあらゆる機会に明らかにしておつたところであるが、とくに神武景気といわれる好況下における賃上げ闘争が組合員の中には或程度楽観するむきもあり、またそのような足下をみすかして会社側の強固なる態度がどの程度に発揮されるかという点は非常な問題点となされておつた。

昨年の鉄鋼、造船等のストによつても明らかなように、鉄鋼、造船のあのような好況な企業がきわめて強固な態度を示し、七〇〇円で押えたという事実の上に立つて会社側の出方も相当強固であると判断されていた。

△　△　△

このような中でわれわれの内部態勢がどの程度確立できるか否かが賃闘の成功如何と直結していたわけである。しかるに共闘態勢は総評を中心とした中央と地評（とくに大地評）の共闘は、より以上に強固なものであり、中でも国鉄炭労の共闘態勢はかつてみられなかつたほどの緊密な連繋を保ちつつ、力強い共闘の前進を示した。

大牟田地方における関連産業を見ても、いく分立遅れておつた東洋高圧、合成、製煉、電化などの組合も、この波に（第三波）合わせるべく非常な努力の結果、十一日にはあのような大牟田全労働者の実力行使の形となつてあらわれるなど大地評共闘の異常なる前進というべきであろう。

また国鉄との共闘にたいしても各地に炭労より多数の応援隊を繰出し、水もらさぬ共闘態勢を敷き、国鉄の闘争と炭労の闘争が一体の形となつて闘われたということも大きく評価されなければならないだろう。

従来、炭労の賃闘にたいしては必ず権力の介入、或は第三者の介入によつて終結されておつたものであるが、今回はそのような権力の介入を排し自主解決という立場に立つて中闘が交渉にのぞみ、終始努力した結果、見事自主解決をしたということは中闘の並々ならぬ努力の結果と判断される。ここに新しい機軸を打樹てたといえるであろう。

△　△　△

以上のような立場に立つて今次賃闘を反省するときに、額の点においては必ずしも一〇〇%満足し得ることはできないとしても、現段階においては一応の成功であつたと判断される。

また、共闘態勢の強化と内部の充実という点についても、いままでの闘争からすると一歩前進した形をとつていたということも、認めなければならない。われわれはあくまで今回の闘争を基盤としてつぎの闘いのために、さらに前進をしなければならない。

以上の点を十分反省した上に立つて、不備な点は十分これを補い、更に大きな共闘へと発展しなければならない。

現在のところまだ最低賃金制確立の闘いが残つており、企業連、山元の闘争が残つている。この態勢を崩さずに一挙にこれらの諸問題を有終の美を飾つて解決するために、全努力を傾注しなければならないであろう。

闘いは官公・中小労へ

共闘の実を結んだ地評の闘い

こん回の春闘についてもつとも大きな特徴は共闘であつた。全国的に炭労と国鉄の共闘を柱として幅広い共闘態勢がおしすすめられたが、大牟田でも十一日をヤマとする各組合の共闘はかつてない足跡を残し、高く評価されてよかろう。炭鉱、化学、国鉄があいついで妥結したがまだ闘いはつづけられている。大牟田地方の各労組のそのどの状況はつぎの通りである。

三染　二千五百円賃上げ、身分制撤廃などで闘争継続中であつたが、第二波に突入直後、緊急闘争委員会でスト中止。十三日の総会で身分制を除いて妥結した。額上げ平均千六百五十五円なお結婚資金は現行五千円が一万円（支給）となつた。

また総会で代議員の改選をめぐり改選を認める百二、認めない五十一、白紙一で十日以内に改選することが決定した。

合成　賃上げ三千三百円、退職金五割増で闘争。十三日から四十八時間全面ストに突入予定であつたが、十二日夜からの団交で第三次回答として平均二千七十二円が出された。組合では十三日午前四時から拡大闘争委員会を開いて協議の結果、この案を受諾、同日午前五時五十分スト中止指令を発した。なお退職金については引続き交渉を続けている。

東圧　賃上げ二千四百円、期末手当五万円（社員）、三万五千円（現務員）で闘争をつづけていたが、十六日午後一時より二十四時間全面ストに突入、さらに十八日より四十八時間ストが組まれておつたが、十六日午後三時半会社より第四次回答として千五百四十円が提示され妥結四時半スト中止。なお期末手当は社員三万六千三百五十円、現務員一万九千九百九十円が決定した。

国鉄　炭労と一体となつて共闘を組み強力な実力行使を行い闘つていたが、十六日には第三、五波の実力闘争が予定されていたが、十六日午前七時五十八分妥結、千二百円アップの仲裁裁定を政府は誠意をもつて実施するということで公労協臨時第四波は回避された。

教組　二千円全国統一目標、官公労のスケジュールと同じ、対県交渉が主で県会と併行して行う。十一日午後二時一斉早退市民会館で決起大会を行つた。

市労連　二千円賃上げ、十二日交休暇闘争を中止、賃上げの額について事務折衝をはじめた。具体的数字が示されないので十八日に具体的に示せと迫つている。その後態度を決定する。

自労　七日第一回県知事と団交十一日提灯デモを行つた。十四日教科書問題で教委、建設部長と団交。進学児童の教科書は習労奨励費の中から出すことに決定した。

十五日に就労問題で交渉。

三煉　十六日までの期限つきで具体的な回答を出せと申し入れを行う。二十日以降いかなる戦術でも採用できるよう実力行使の準備指令出る。

中小労　江崎印刷労組＝十二日賃金体系の改訂（実質月四五〇円アップ）を要求申入れ。

重富印刷労組＝十三日賃金一日三六円二十銭のアップを申入れる回答は十八日。

合成三和支部＝一日五十円の賃上げ、十四日午後五時より第三回団交をやるが進展なし。

合労執行支部＝一日十五円の賃上げその他を要求、十六日第二回団交を行う。

西日本紙函労組＝三日、賃金十%アップ、労協その他を要求、十四日午前十時より決起大会を行う。会社回答は二十日の予定。

復職闘争の組織化

三月八日不当解雇反対闘争全国集会が東京の総評会館会議室でひらかれ、集会には昭和二十四年のレッドパージや定員法首切りによる各産業の被解雇者代表百七十名が集まつた。また、総評、大阪地評産別、国鉄、炭労（三池からはもと三鉱労組員の人から二名の代表が上京し一万五千円のカンパを行つたのは既報の通りである）紙パなど労働組合代表のほか、弁護士団十名も参加した。

会議は▽復職闘争の組織化▽労働組合との共闘▽法廷闘争▽中央、地方の連絡センター確立、の四議題を中心に討議し、つぎのような結論をまとめた。

(1)この復職闘争は労働者の権利取上げに対する闘いの一つであり、すべての労働者に共通した権利の回復、擁護、拡大の闘いである。

(2)被解雇者の困難な条件の人たちも戦列にふくめられるよう努力する。(3)労組と協力して運動をすすめる。(4)地方別、産業別の活動センターを確立し中央全体のセンターをつくるよう世話人会ですすめる。

ぽいんと

五百円、七百円、千円……
ストライキをやつて
ヤツト千三百円

ストは大衆の迷惑というが
苦しい労働者の実情と
経営者の腹黒さをわかつてくれ

×　×

フランスで一カ月のゼネスト
日本の記者が一老婆に
「迷惑なことでしような」と聞
いたところが……

ナアンの「フアツシスト」が言
てストもやれん状態より
グーツト　マシデスよ

×　×

私鉄……炭労の争議妥結……
国鉄をもみつぶそうとした
政府、公社の腹の中
社会党がアツセンし
第四波に炭労や各地評が支援
これちや　タマランと
岸さんが　音をあげた

×　×

七百円と一時金千円が出たとき
出血がひどい　家族が病気だ
ストをやめてくれと
怪輩書が本部に数通来た
千三百円の妥結は嫌ちや……
ネエでしよう……

×　×

P・Rとは組織の中に
俺は利口者であると
いう分子を多くすることで
人をケタおして忠義心を起し
出世の虫となる人
そんな人をつくる機構

×　×

賃金闘争はおわつたが
まだ　まだ　安心は出来ん
労協・到達闘争
山元も西鉱連も三鉱連も
追撃の手をゆるめるな
ナメラレちやかなわん

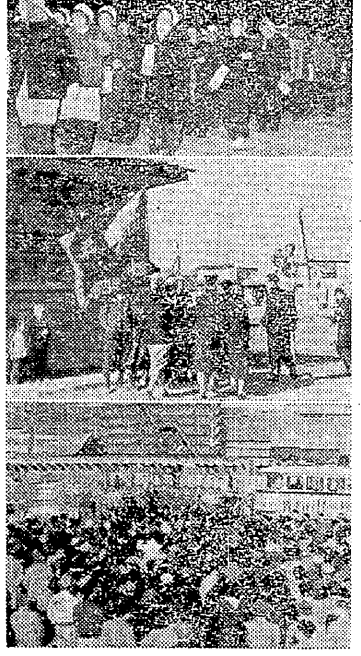

(上) 自労中友支部の提灯デモ
(中) 職場大会へ集る国鉄組合員
(下) 三煉の決起大会